

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

沿革

- 昭和 39 年(1964) 出光興産(株)に勤務していた石井賢一郎が叔父の経営する富士興産の石油製品を東北・北海道で販売する目的で札幌市に設立。
当初は給油所からスタートし、順次、燃料油、潤滑油、アスファルト販売等へ業務を拡大。
- 昭和 55 年(1980) リース・レンタル事業への進出を目的とした経営多角化のため富士リース販売(株)(以下「富士リース」という)を設立。
- 平成 2 年 (1990) 富士レンタル(株)(以下「富士レンタル」という)を設立し、富士リースからレンタル事業の営業権を取得。
- 平成 4 年 (1992) 富士リースがバブル時の営業貸付金の焦げ付きにより実質破綻。
同社に多額の債権を有する対象事業者のために富士興産(株)(以下「富士興産」という)と金融団が支援。

資本金・株式 (平成 15 年 9 月 30 日現在)

イ) 資本金

303 百万円

ロ) 発行済株式

普通株式 6,160 千株 (未公開)

ハ) 主要株主 (持株比率)

富士興産 50.0%

富士産業(株) 38.2%

本社・事業所

- 本社 : 北海道札幌市
支店 : 札幌、釧路、八戸、仙台、石巻、いわき、東京
営業所 : 苫小牧、稚内、函館、青森

油槽所 : 札幌(オイルセンター)、八戸、石巻、稚内
給油所 : 十勝モーターパーク

経営者

代表取締役社長 古賀 章弘

従業員の状況

87名(平成15年9月末日現在)

企業グループ

富士レンタル(建設機械等のレンタル)
三油興産(株)(給油所業務)
FUJIYUGYO HONG KONG CO.,Ltd.(潤滑油の外地積み取引)
など全5子会社

2 事業の概要

対象事業者は、新日本石油(株)系列である富士興産の特約店として、北海道・東北地区で石油及び油脂製品(灯油、軽油、A重油、アスファルト、LPG)の販売を中心に営業を展開。北海道地区の石油卸売業者としては最大手であり、北海道・東北地区という寒冷地において、エネルギーの安定供給で重要な役割を担っている。

3 財務内容

| | 平成15年3月期 (単位:百万円) |
|-------|-------------------|
| 売上高 | 24,872 |
| 営業利益 | 207 |
| 経常利益 | 178 |
| 当期純利益 | 140 |
| 借入金総額 | 7,503 |

4 主要債権者

北海道銀行、北陸銀行、富士興産 等

第2 支援申込みに至った経緯

対象事業者は、一時は売上 300 億円台を計上するなど北海道最大の石油販売業者であったが、平成 4 年に子会社の富士リースがバブル期の不動産融資の焦げ付きにより破綻し、対象事業者も同社に対する融資 50 億円、債務保証 150 億円が原因で連鎖的に経営危機に陥った。

そこで、当時のメインバンク北海道拓殖銀行、これに次ぐ主力 2 行の北海道銀行、北陸銀行及び富士興産の支援を受け、再建をスタートさせた。

その後、平成 9 年に北海道拓殖銀行が破綻し、同行の債権を北海道銀行と富士興産が半々引継ぎ、自力再建を続けた。

再建後は本業に専念し、再建スタート時から比べ販売費及び一般管理費を半減させる経営改善を行い、フロー面では原油価格の急騰により販売価格への転嫁が遅延した一時期を除けば営業・経常利益とも黒字を計上してきたが、再建過程で売却予定だった不動産の時価下落により再建の長期化が見込まれるようになり、さらに石油販売については、景気低迷の長期化から販売数量が頭打ちの状態、利益は業界内の激しい販売競争により減益傾向を辿っている。

以上の状況から、このまま過大債務を抱えた状態では、早晚、期間損益ベースでの赤字に転落しかねず、債務超過の拡大、ひいては組織活力面での低下も招来し、債務弁済能力にも支障をきたしかねないと判断し、株式会社産業再生機構（以下「機構」という）に対し支援を申し込むこととした。

第3 事業計画等の概要

1 事業計画

経営資源の選択と集中

イ) 事業の選択

採算性の低い潤滑油事業を大幅縮小し、成長事業と位置付ける A 重油直売及び L P G 小売に重点を置く。

ロ) 高い採算性の追求

顧客別採算管理システムを導入し、四半期毎に顧客別採算状況を把握、取引の見直しを行う。

ハ) 事業所のリストラ

採算性の低い函館営業所を閉鎖する。

二) 成長事業への経営資源の投下

上述の施策によって余剰となった人員を成長事業(A重油直売・LPG小売)へシフトさせる。

営業生産性の向上

顧客訪問活動の最適化、顧客別採算管理システム導入、IT化による間接業務の削減等により、営業効率を高め、営業力を強化する。

経営インフラの改革

イ) 業績評価制度の変更

拠点の業績評価、並びに人事評価体系を現状の売上・販売数量ベースから利益に連動した評価体系へ変更する。また、年功序列型から能力主義型へ改める。

ロ) 経営管理委員会の設置

役員を中心とした経営管理委員会を新たに設置し、同委員会が本事業再生計画の実行・管理責任を負う。

上記の業務改善、経営改善努力により、3年後(平成19年3月期)の売上高は19,193百万円、営業利益は359百万円を計画している。

2 企業再編(ストラクチャー)

現時点において想定される企業再編は以下のとおり。

(1) 現時点ではM&Aによる企業再編を行う予定はない。

(2) 対象事業者本体に対する増減資を行う。

既存の大株主である富士興産及び富士産業(株)の持分についてはその保有株式(発行済株式総数の約88%)を無償消却する。さらに95%減資を行い、合わせて株式併合を行う。

同時に、スポンサーである富士興産から2,000百万円、機構から最大500百万円の範囲で必要額の増資を受ける予定。

(3) 産業活力再生特別措置法(産活法)の申請を行う。

3 金融支援の概要

4,320 百万円の金融支援（債権放棄）を要請する。

第4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本当期純利益率が2%ポイント以上向上し、且つ、有形固定資産回転率が5%以上向上し、従業員一人当たり付加価値額が6%以上向上する。

2 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は10倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回るようになる。

3 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を下回る。

4 3年以内のリファイナンス等の可能性

事業再生計画の実施により、会社は健全な財政状態となり、元本返済・金利負担能力においても問題は発生しないことが見込まれているため、リファイナンスされる可能性は高いと判断している。

5 過剰供給構造の解消との関係

事業再生計画の実施により、「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第15条により「過剰供給構造の解消を妨げるものではない」と判断される。

6 労働組合との協議の状況

対象事業者には、労働組合が存在しないため、今後ただちに従業員代表と話し合いの機会をもち、事業再生計画につき、労使間で十分な協議を行う予定である。

第5 経営者の責任

1. 現代表取締役社長古賀章弘は退任。
2. 他の役員は原則降格、加えて役員報酬を平均20%強カット。
3. 新経営陣の布陣は再生への有為性を判断し機構と富士興産とが相談の上決定。
4. 役員退職金は支給を受けずに責任を明確化。
5. 現経営陣が保有している当社株についてはすべて無償消却。

第6 株主の責任

対象事業者の発行済み株式総数の約88%を保有する主要株主である富士興産グループ2社は株式の無償消却に応じる。

さらに95%減資及び株式の併合を行い、合わせてスポンサーである富士興産が増資を行うことにより株主責任は果たされることになると考えている。

以上